

# 紀の川市観光協会特産品推奨制度申請の受付開始！！

今年度も特産品推奨制度の申請を受け付けます！  
審査を経て推奨特産品に認定された商品は、物販や観光PRにて活用されます。  
加工品だけでなく、幅広い種類の商品を受け付けております✧  
みなさまのご応募、お待ちしております！



推奨特産品の一部

## 【申請受付】

期 間： 令和6年9月2日（月）～9月30日（月） ※土日祝除く  
受付時間： 9時00分～17時00分  
受付場所： 紀の川市観光協会事務局（紀の川市役所本庁舎4階 観光振興課内）  
（お問い合わせ）〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338  
TEL：0736-77-0843 FAX：0736-79-3928

## 【申請資料】

提出書類：紀の川市観光協会特産品推奨認定・登録申請書（様式第1号）

提出物：サンプルを1件当たり2点

※賞味（消費）期限等の短い商品については、指定された日に提出下さい。

※季節商品等でサンプルがない場合は、仕様書やカタログ、写真等

※更新申請の場合に限り、前回申請時と内容に変更無ければ申請書のみ提出下さい。

料 金： 3,000円（申請料 1,000円 + 登録料 2,000円）

※申請1件につき、上記の料金がかかります。

※認定されなかった場合は、登録料の2,000円はお返しします。

制度内容： 紀の川市観光協会特産品推奨制度実施要綱参照

## 【その他】

有効期間： 認定有効期間は、令和7年1月1日から令和9年12月31日の3年間